政治資金規正法

の

あらまし

総務省自治行政局選挙部政治資金課

令和７年１月（令和６年１２月法改正反映）

目　次

Ⅰ　政治資金規正法の目的

Ⅱ　政治資金を規正する基本的考え方

Ⅲ　規正の対象

Ⅳ　政治資金の収支の公開等

Ⅴ　寄附の制限

Ⅵ　政治資金パーティーの対価の支払の制限

Ⅶ　運用等の制限

Ⅷ　罰則等

Ⅰ．政治資金規正法の目的

政治資金規正法は、議会制民主政治の下における政党その他の政治団体の機能の重要性及び公職の候補者の責務の重要性にかんがみ、政治団体及び公職の候補者により行われる政治活動が国民の不断の監視と批判の下に行われるようにするため、①政治団体の届出、②政治団体に係る政治資金の収支の公開、③政治団体及び公職の候補者に係る政治資金の授受の規正、④その他の措置を講ずることにより、政治活動の公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています。

Ⅱ．政治資金を規正する基本的考え方

政治資金の規正については、大きく分けて、

①　政治資金の収支の公開

政治団体に設立の届出等を義務付けるとともに、１年間の政治団体の収入、支出、翌年への繰越しの金額及び資産等を記載した収支報告書の提出を政治団体に義務付け、これを公開することによって政治資金の収支の状況を国民の前に明らかにすること。

②　政治資金の授受の規正等

政治活動に関する寄附（政治団体に対してされる寄附又は公職の候補者の政治活動に関してされる寄附をいう。）等について、対象者による制限や、量的、質的制限などを行うこと。

の２つがあり、具体的には、２ページの図のとおりとなっています。

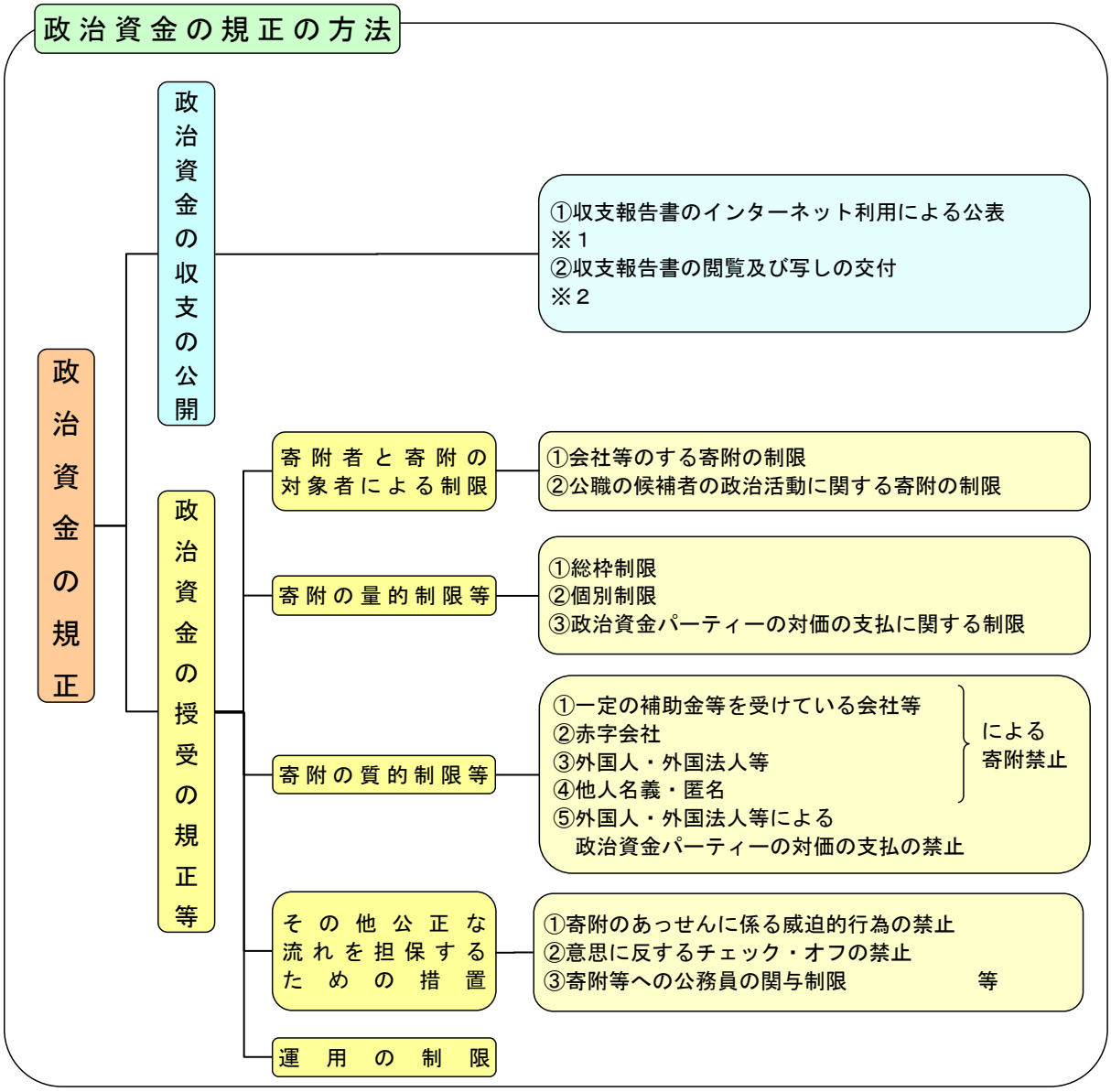

※１　オンラインで提出された政党本部・政治資金団体・国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、あわせて、データベースを用いた公表も行われます。（令和10年４月１日までに開始）
　令和８年１月１日から、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除されます。

※２　収支報告の適正の確保等の観点から、政治団体の区分に応じ、次のような特例があります。

〇政党本部・政治資金団体
・自主監査及び収支報告書に監査意見書を添付
・収支報告書等のオンライン提出義務（令和９年１月１日から）

〇資金管理団体
・収支報告に関する特例（人件費以外の経常経費の明細、保有不動産等の利用状況）

〇国会議員関係政治団体
・預貯金による政治資金の保管（令和８年１月１日から）
・全ての支出に係る領収書等の徴収義務
・収支報告に関する特例（人件費以外の経常経費の明細）
・翌年への繰越しの金額の確認等（令和８年分収支報告書から適用）
・代表者の監督責任（令和８年１月１日から）
・会計帳簿に関する随時又は定期の確認（令和８年１月１日から）
・登録政治資金監査人による政治資金監査及び収支報告書への政治資金監査報告書の添付
・代表者による確認及び収支報告書への確認書の添付（令和８年分収支報告書から適用）
・少額領収書等の写しの開示制度
・収支報告書等のオンライン提出義務（令和９年１月１日から）
・収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例
（令和８年分収支報告書から適用）

Ⅲ．規正の対象

政治資金規正法の規正の対象は、政治団体及び公職の候補者です。

１．政治団体

（１）政治団体とは

政治資金規正法においては、下記の活動を本来の目的とする団体及び下記の活動を主たる活動として組織的かつ継続的に行う団体を政治団体としています。

①　政治上の主義若しくは施策を推進し、支持し、又はこれに反対すること
②　特定の公職の候補者を推薦し、支持し、又はこれに反対すること

また、下記に該当する団体については、政治資金規正法上、政治団体とみなされます。

①　政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体）
②　政治資金団体（政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体）
③　特定パーティー開催団体（政治団体以外の者が特定パーティー（政治資金パーティーのうち収入の金額が１，０００万円以上のもの）になると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用される。）

（２）政治団体の種類

政治団体には、下記の種類があります。

<table>
<tr><td>政　　党</td><td>次のいずれかにあてはまる政治団体
①　所属国会議員が５人以上
②　前回の衆議院議員総選挙（小選挙区・比例代表）、
前回又は前々回の参議院議員通常選挙（比例代表・選挙区）の
いずれかの全国を通じた得票率が２％以上</td></tr>
<tr><td>政治資金団体</td><td>政党のために資金を援助することを目的とし、政党が指定した団体</td></tr>
<tr><td>その他の
政治団体</td><td>政党・政治資金団体以外の政治団体（主義主張団体、後援団体、政策研究団体、特定パーティー開催団体等）
<table><tr><td>資金管理団体</td><td>公職の候補者が、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定したもの</td></tr></table></td></tr>
</table>

また、下記のものを「国会議員関係政治団体」といい、収支報告に関する特例等が設けられています。

国会議員関係政治団体	次の①②③の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）及び④⑤の政治団体（国会議員関係政治団体とみなされます。） ①　国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体 ②　租税特別措置法第４１条の１８第１項第４号に該当する政治団体（いわゆる寄附金控除制度の適用を受ける政治団体）のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体 ③　政治上の主義又は施策を研究する目的を有する団体で、国会議員が主宰するもの又はその主要な構成員が国会議員であるもの（いわゆる政策研究団体） （注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加され、令和７年１０月１日から届出が始まります。 ④　政党の支部で、国会議員に係る選挙区の区域又は選挙の行われる区域を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者であるもの ⑤　国会議員関係政治団体以外の政治団体（政党及び政治資金団体を除く。）のうち、各年中において次のいずれかに該当する寄附の金額が１，０００万円以上となった政治団体（１，０００万円以上となった年及びその翌年において国会議員関係政治団体であるものとみなされます。） ・同一の国会議員関係政治団体（上記③を除く。）から受けた寄附の金額（国会議員関係政治団体に係る公職の候補者が同一の者である２以上の国会議員関係政治団体から受けた寄附にあっては、その金額の合計） ・同一の上記③に該当する国会議員関係政治団体から受けた寄附の金額 （注）令和８年１月１日から国会議員関係政治団体に追加されます。 なお、「国会議員に係る公職の候補者」には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。

（３）政治団体の設立等の届出

政治団体は、その組織の日又は政治団体となった日から７日以内に、郵便によることなく文書で、組織等された旨、当該政治団体の目的、名称、主たる事務所の所在地及び主としてその活動を行う区域、代表者・会計責任者・会計責任者の職務代行者の氏名、住所、生年月日及び選任年月日等について、下記のとおり、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出なければなりません。

<table>
<tr><th>政治団体の主たる活動区域等</th><th>届　　出　　先</th></tr>
<tr><td>都道府県の区域において
主としてその活動を行う政治団体</td><td>主たる事務所の所在地の
都道府県の選挙管理委員会</td></tr>
<tr><td>二以上の都道府県の区域にわたり
主としてその活動を行う政治団体</td><td rowspan="3">主たる事務所の所在地の
都道府県の選挙管理委員会を窓口として
総務大臣</td></tr>
<tr><td>主たる事務所の所在地の都道府県の区域外の地域において
主としてその活動を行う政治団体</td></tr>
<tr><td>政党の本部及び政治資金団体</td></tr>
</table>

また、届け出た事項に異動が生じた場合も、その異動の日から７日以内に、郵便によることなく文書で、その内容を届け出なければなりません。

政治団体の会計責任者は、会計帳簿を備え付ける等日々の会計管理を行うとともに、年一度、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に収支報告書を提出することが義務付けられています。

なお、政治団体が解散し、又は政治団体でなくなった場合は、解散等の日から３０日以内（国会議員関係政治団体（法定記載事項（これらの事項がないときは、その旨）を収支報告書に記載すべき年において国会議員関係政治団体であったものを含む。）については、６０日以内）に、その旨及び年月日を届け出るとともに、解散等の日までの収支報告書を提出しなければなりません。

２．公職の候補者

公職の候補者とは、公職にある者、公職選挙法の規定により届け出られた公職の候補者及び当該候補者となろうとする者をいいます。

なお、公職の候補者は、その者が代表者である政治団体のうちから、一の政治団体をその者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定することができます（指定された政治団体を「資金管理団体」といいます。資金管理団体に係る寄附の特例については１４ページ参照。）。

Ⅳ．政治資金の収支の公開等

１．収支報告

政治団体の会計責任者は、毎年１２月３１日現在で、当該政治団体に係る全ての収入、支出、翌年への繰越しの金額及び資産等の状況を記載した収支報告書を翌年３月末日（１月から３月までの間に総選挙等があった場合は、４月末日。国会議員関係政治団体については、「４．国会議員関係政治団体の特例（９ページ）」を参照。）までに、都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければなりません。

［主な報告事項］

① 寄附

年間５万円を超えるものについて、寄附者の氏名等

② 機関紙誌の発行その他の事業による収入

事業の種類、種類ごとの金額

③ 政治資金パーティーの対価に係る収入

一の政治資金パーティーごとに５万円を超えるもの（※）について、支払者の氏名等

※令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

令和８年１２月３１日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和８年１２月３１日以前に収受されたものについては、「２０万円を超えるもの」となります。

④ 支出

政治活動費のうち一件当たり５万円以上のもの（※）（資金管理団体又は国会議員関係政治団体である間に行った支出については、３、４を参照）について、支出を受けた者の氏名等

※領収書等の徴収義務は、一件当たり５万円以上の全ての支出にかかります。

（注）政治団体の経費の支出は、当該政治団体の役職員又は構成員に対する渡切りの方法によっては、することができません。（令和８年１月１日から適用されます。）

⑤ 資産等

土地、建物、建物の所有のための地上権又は土地の賃借権、１００万円超の動産、預貯金（普通預金等を除く。）、金銭信託、有価証券、出資による権利、１００万円超の貸付金、１００万円超の敷金、１００万円超の施設の利用権及び１００万円超の借入金について、その内容

［収支報告書に併せて提出すべきもの］

政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、収支報告書に記載すべき支出に係る領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

領収書等を徴し難い事情があった場合には、領収書等を徴し難かった支出の明細書又は振込明細書の写し及び振込明細書に係る支出目的書を提出します。

２．収支報告書の公表、閲覧及び写しの交付

①　公表

政治団体の収支報告書は、インターネットを利用する方法により、原則として１１月３０日までに公表されます（※１）。

あわせて、オンラインで提出された政党本部・政治資金団体又は国会議員関係政治団体の収支報告書の情報については、収支報告書が公表されている期間中（※２）はデータベースを用いた公表も行われます（※３）。

※１　令和８年１月１日から、官報又は都道府県の公報による収支報告書の要旨の公表に係る規定は削除されます。

※２　定期公表分の収支報告書についてはその年の１２月３１日までに、追加公表分・解散分の収支報告書については当該収支報告書が公表された日以後遅滞なく、それぞれ提供が開始され、それぞれの収支報告書の公表が終了するまでの間、データベースを用いた公表が行われます。

※３　令和１０年４月１日までに開始されます。（令和８年定期公表分以降及び令和１０年解散分以降の収支報告書が、データベースの対象となります。）

②　閲覧及び写しの交付

政治団体の収支報告書は、総務省又は都道府県の選挙管理委員会において、収支報告書が公表された日から３年間、何人も、閲覧又は写しの交付を請求することができます。

③　個人寄附者等の個人情報の保護（※）

※令和９年１月１日以後に提出される収支報告書から適用されます。

収支報告書に記載された個人寄附者等（寄附をした者又は政治資金パーティーの対価の支払をした者（それぞれあっせんした者を含む。）であって、個人であるもの）の住所に係る部分をインターネットを利用する方法により公表するときは、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分（外国の場合は、当該外国の国名）に限って公表されます。

ただし、当分の間、収支報告書がオンラインにより提出された場合に限り適用し、収支報告書がオンライン以外により提出された場合において、住所限定報告書（※）が併せて提出されたときは、当該住所限定報告書を公表することとされています。

※【住所限定報告書】

個人寄附者等の住所に係る記載のうち、都道府県、郡及び市区町村の名称に係る部分以外の部分の記載がない書面（字名・番地等以下の記載がない書面）で、当該住所部分を除いた記載内容が収支報告書（オンラインではなく紙で提出されたもの）の記載内容と同一であるものをいいます。

３．資金管理団体の収支報告に関する特例

①　人件費以外の経常経費の明細

資金管理団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、資金管理団体である間に行った支出にあっては、人件費以外の経費のうち一件当たり５万円以上のものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません（※）。

※国会議員関係政治団体である資金管理団体には、以下の「４．国会議員関係政治団体の特例（２）収支報告に関する特例」が適用されます。

②　保有不動産等の保有状況

資金管理団体が平成１９年８月６日前から所有している不動産（これと密接に関連する不動産を含む。）については、用途その他の個々の利用の現況を収支報告書に記載しなければなりません。

４．国会議員関係政治団体の特例

（１）預貯金による政治資金の保管（※）

※令和８年１月１日から適用されます。

国会議員関係政治団体は、その有する金銭については、国債証券等又は金銭信託による運用に係るものを除き、銀行その他の金融機関への預貯金の方法により保管するものとされています。

（２）収支報告に関する特例

国会議員関係政治団体については、収支報告書に明細を記載すべき支出の範囲が拡大されており、国会議員関係政治団体である間に行った支出にあっては、人件費以外の経費のうち一件当たり１万円を超えるものについて、収支報告書に記載するとともに、領収書等の写しを併せて提出しなければなりません。

ただし、領収書等の徴収義務は、全ての支出にかかります。

また、収支報告書の提出期限は、翌年５月末日（１月から５月までの間に総選挙等があった場合は、６月末日）までとされています。

なお、収支報告書・政治資金監査報告書・確認書については、オンラインによる提出が義務付けられています（※）。

※令和９年１月１日以降に提出する収支報告書から、オンラインによる提出が義務付けられます。

【参考】支出の明細の記載及び領収書等の写し等の添付基準

	国会議員関係政治団体	資金管理団体（国会議員関係政治団体以外）	国会議員関係政治団体及び資金管理団体以外
○経常経費			
人件費	×	×	×
光熱水費	１万円超	５万円以上	×
備品・消耗品費	１万円超	５万円以上	×
事務所費	１万円超	５万円以上	×
○政治活動費			
組織活動費	１万円超	５万円以上	５万円以上
選挙関係費	１万円超	５万円以上	５万円以上
機関紙誌の発行その他の事業費	１万円超	５万円以上	５万円以上
調査研究費	１万円超	５万円以上	５万円以上
寄附・交付金	１万円超	５万円以上	５万円以上
その他の経費	１万円超	５万円以上	５万円以上

（「×」は記載・添付不要を表します。）

（３）翌年への繰越しの金額の確認等（※）

※令和８年分収支報告書及び令和９年解散分収支報告書から適用されます。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、政治資金監査を受けるまでの間に、収支報告書に記載すべき翌年への繰越しの金額が、収支報告書に記載すべき年の１２月３１日又は解散等の日における預貯金口座の残高を確認することができる書類（残高確認書）に記載された残高の額と一致しているかどうかを確認しなければなりません。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、翌年への繰越しの金額が預貯金口座の残高の額と一致しないことが判明したときは、政治資金監査を受けるまでの間に、その旨及びその理由を記載した書面（差額説明書）を作成しなければなりません。

（４）代表者による確認書制度（※）

※①、②は令和８年１月１日から、③～⑤は令和８年分収支報告書から、それぞれ適用されます。

① 収支報告書の記載に係る会計責任者の職務の監督

国会議員関係政治団体の代表者は、収支報告書の記載に係る会計責任者の職務が政治資金規正法の規定に従って行われるよう、当該国会議員関係政治団体の会計責任者を監督しなければなりません。

② 会計帳簿等に関する随時又は定期の確認

国会議員関係政治団体の代表者は、随時又は定期に、次の事項を確認しなければなりません。

・ 会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書等、振込明細書、残高確認書及び差額説明書が保存されていること。

・ 会計帳簿には収入及び支出の状況が記載されており、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えていること。

③ 会計責任者による報告書提出時の代表者に対する説明

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、あらかじめ、当該国会議員関係政治団体の代表者に対し、収支報告書が政治資金規正法の規定に従って作成されていることについて、収支報告書及びこれに併せて提出すべき書面を示して説明しなければなりません。

④ 代表者による確認書の交付

国会議員関係政治団体の代表者は、②による確認の結果及び③による説明の内容並びに政治資金監査報告書に基づき、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が政治資金規正法の規定に従って収支報告書を作成していることを確認し、その旨を記載した確認書を会計責任者に交付しなければなりません。

⑤ 確認書の収支報告書への添付

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書を提出するときは、④により交付された確認書を収支報告書に添付しなければなりません。

（５）登録政治資金監査人による政治資金監査

国会議員関係政治団体については、収支報告書を提出するときは、翌年への繰越しの状況（※）及び支出に関し、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等などについて、政治資金適正化委員会が行う研修を修了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた弁護士、公認会計士、税理士）による政治資金監査を受けなければなりません。

政治資金監査は、政治資金適正化委員会が定める政治資金監査に関する具体的な指針に基づき行われます。

国会議員関係政治団体の会計責任者は、収支報告書の提出に併せて、登録政治資金監査人が作成した政治資金監査報告書を提出しなければなりません。

※翌年への繰越しの状況については、令和８年分収支報告書及び令和９年解散分収支報告書から政治資金監査の対象となります。

（６）少額領収書等の写しの開示制度

国会議員関係政治団体については、何人でも収支報告書の公表日から３年間、人件費以外の経費で１件１万円以下の支出に係る領収書等の写し等（少額領収書等の写し）について、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求をすることができます。

［開示請求から開示決定までの基本的な流れ］

① 開示請求書の提出

開示請求する方は、総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に対し開示請求書を提出します。

② 少額領収書等の写しの提出命令

開示請求を受けた総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、開示請求が権利の濫用又は公の秩序若しくは善良の風俗に反すると認められる場合に該当するときを除き、開示請求があった日から１０日以内に、国会議員関係政治団体の会計責任者に対し、少額領収書等の写しの提出を命令します。

③ 少額領収書等の写しの提出

国会議員関係政治団体の会計責任者は、提出命令があった日から原則２０日以内に、少額領収書等の写しを総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に提出します。

④ 開示決定

総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、少額領収書等の写しの提出があった日から原則３０日以内に開示決定し、閲覧又は写しの交付の方法により開示します。

（７）収支報告書の不記載・虚偽記入に係る収入等の国庫納付に関する公職選挙法の特例（※）

※令和８年分収支報告書から適用されます。

国会議員関係政治団体の収支報告書に記載すべき収入の金額の全部若しくは一部の記載がなかった場合又は収支報告書に記載すべきでない支出の金額の記載があった場合において、当該収支報告書が公表されている間に、当該国会議員関係政治団体がそれらに相当する金額の範囲内の金銭を国庫に納付するときは、その納付による国庫への寄附については、公職選挙法第１９９条の２から第１９９条の５まで（公職の候補者等の寄附の禁止等）の規定は、適用しないこととされています。

Ⅴ．寄附の制限

１．会社等のする寄附の制限

政治団体を除く会社・労働組合等の団体は、政党本部・政党の支部（１以上の市区町村の区域又は選挙区の区域を単位として設けられる支部に限る。）及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはいけません。

また、これに違反する寄附をすることを勧誘し又は要求してはいけません。

２．公職の候補者の政治活動に関する寄附の制限

何人も、公職の候補者個人の政治活動（選挙運動を除く。）に関して金銭及び有価証券による寄附をしてはいけません。ただし、政治団体に対する寄附は認められています。

※政党がする寄附は、令和８年１２月３１日まで認められています。

３．寄附の量的制限

寄附の量的制限とは、政治活動に関して一の寄附者が年間に寄附することのできる金額についての制限で、寄附の総額の制限（総枠制限）と同一の受領者に対する寄附額の制限（個別制限）があります（１８、１９ページの図及び別表１参照）。

なお、金銭以外の財産上の利益については時価に見積もった金額により制限の対象となること、制限の対象となる政治団体については本部・支部を通じて一体であることに注意が必要です。

［総枠制限］一の寄附者ができる寄附の年間限度額

〇政党・政治資金団体に対するもの

個人：２，０００万円まで

会社、労働組合等：７５０万円～１億円まで

（資本金の額、組合員数等により異なる（別表２参照））

〇その他の政治団体・公職の候補者個人に対するもの

個人：１，０００万円まで

会社、労働組合等：禁止

［個別制限］一の寄附者から同一の受領者への寄附の年間限度額

〇個人がその他の政治団体及び公職の候補者個人に対してする寄附は、１５０万円まで

〇その他の政治団体間でなされる寄附は、５，０００万円まで

［資金管理団体に対する寄附の特例］

資金管理団体に対する寄附については、下記のとおり量的制限等の特例があります。

① 公職の候補者が、その者が公職の候補者である間に政党から受けた政治活動に関する寄附に係る金銭等の全部又は一部に相当する金銭等により自らの資金管理団体に対してする寄附（特定寄附）については、総枠制限及び個別制限の適用がありません。

② 公職の候補者が自らの資金管理団体に対してする特定寄附以外の寄附（歳費等の自己資金による寄附）については、個別制限の適用がないので、総枠制限（１，０００万円）の範囲内において寄附することができます。

③ 公職の候補者は、公職選挙法の規定により、選挙前一定期間、自己の後援団体に寄附することが禁止されますが、自らの資金管理団体に対しては寄附することができます。

４．寄附の質的制限

寄附の質的制限とは、特定の者からの寄附に関する規制で、下記の寄附が禁止されています。

（１）一定の補助金等を受けている会社その他の法人がする寄附

① 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党交付金を除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から１年を経過する日までの間、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

② 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

③ 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金（試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないものを除く。）の交付の決定を受けた会社その他の法人は、その交付の決定の通知を受けた日から１年を経過する日までの間、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

④ 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、その地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

（２）赤字会社がする寄附

３事業年度以上にわたり継続して貸借対照表において欠損を生じている会社は、その欠損が埋められるまでの間、政党又は政治資金団体に対して寄附をすることはできません。

（３）外国人・外国法人等からの寄附

何人も、以下の者から政治活動に関する寄附を受けることはできません。

① 外国人（日本の国籍を有しない自然人）

② 外国法人（外国の法令に準拠して設立された法人）

③ 主たる構成員が外国人若しくは外国法人である団体その他の組織
（発行済株式の過半数を外国人若しくは外国法人が保有する日本法人等）
※発行済株式の「過半数」の判断基準日は、直近の定時株主総会基準日（会社法に規定する議決権行使の基準日）が１年以内にあったものについては、当該定時株主総会基準日。

ただし、上記③の例外として、発行済株式の過半数を外国人等が保有する日本法人のうち、株式が金融商品取引所において５年以上継続して上場されているもの（特例上場日本法人）からの寄附の受領は禁止されません。

特例上場日本法人が寄附をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該寄附を受ける者に通知しなければなりません。

また、外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治活動に関する寄附をすることはできません（※）。

※令和９年１月１日から適用されます。

（４）他人名義・匿名による寄附

本人以外の名義又は匿名により政治活動に関する寄附をすることはできません。

ただし、街頭又は一般に公開される演説会若しくは集会の会場において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が１，０００円以下のものに限り、匿名による寄附をすることができます。

５．その他公正な流れを担保するための措置

（１）寄附のあっせん及び関与の制限

政治活動に関する寄附は、寄附者の政治活動の一環としてその自発的意思に基づいて行われるべきであり、不当にその意思を拘束し、寄附を強制することは寄附者の政治的自由の侵害となることから、次の規制があります。

① 威迫等により寄附者の意思を不当に拘束するような方法による寄附のあっせんの禁止

② 寄附者の意思に反するチェック・オフ等による寄附のあっせんの禁止

③ 寄附への公務員の関与制限

（２）政治資金団体に係る口座振込みの義務付け

政治資金団体に対する寄附及び政治資金団体が行う寄附（金額が１，０００円以下のもの及び不動産の譲渡又は貸付け（地上権の設定を含む。）によるものを除く。）については、口座への振込みによらなければならないこととされています。

政党・政治団体への政治資金（寄附）の流れ

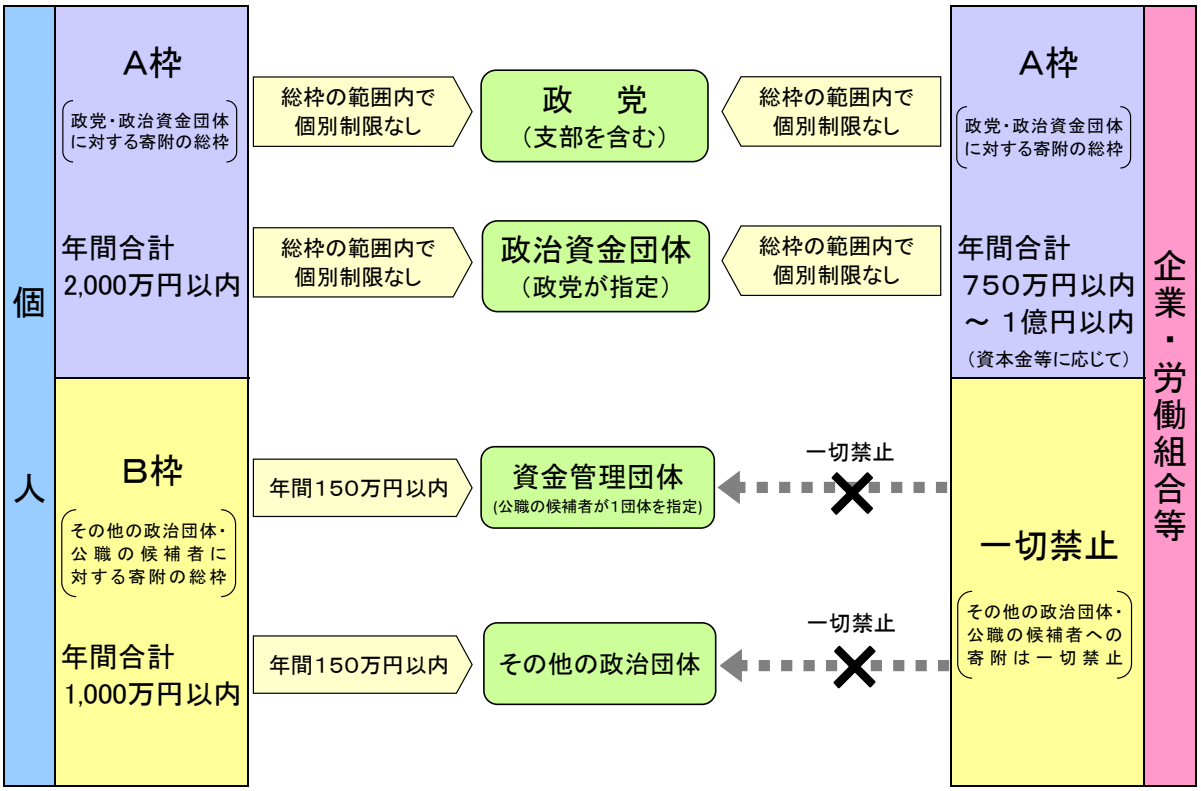

※ 個人からの寄附のうち、公職の候補者が自身の資金管理団体に対してするもの及び遺贈によるものについては、特例がある。

政治家個人への政治資金（寄附）の流れ

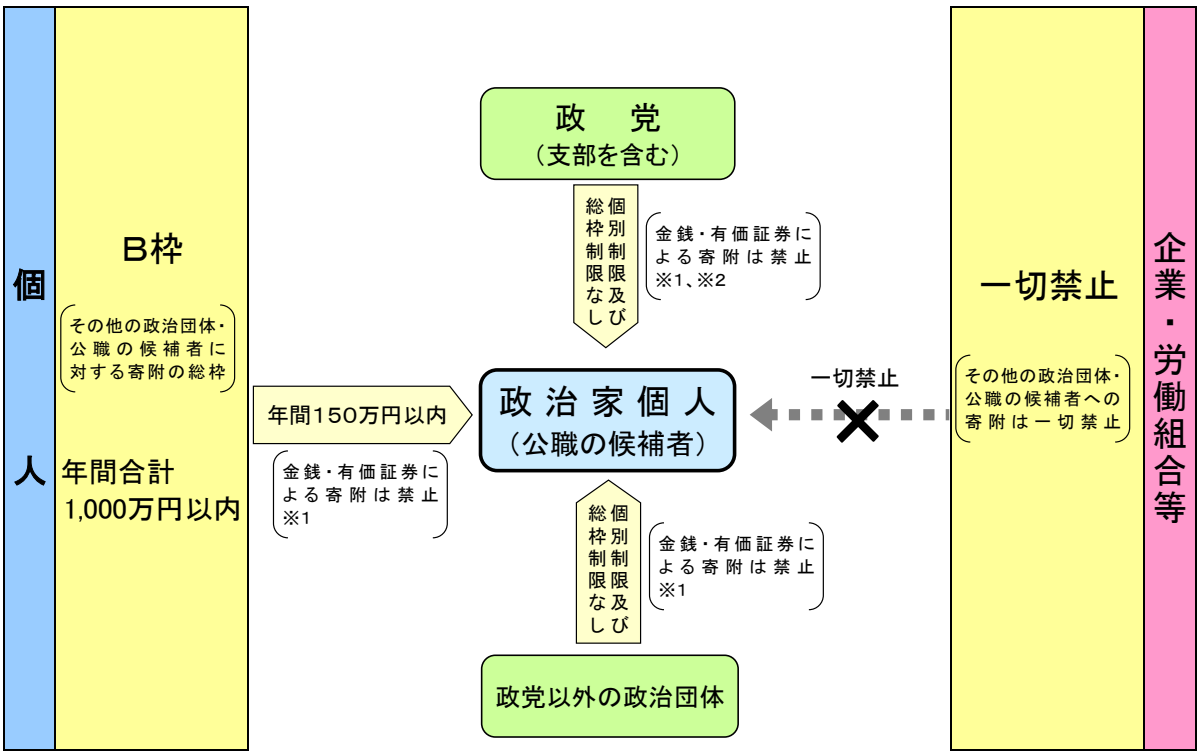

※1　物品等による寄附であればすることができる。また、選挙運動に関するもののみ、金銭・有価証券による寄附ができる。
※2　令和9年1月1日から適用される。

政治団体間の政治資金（寄附）の流れ

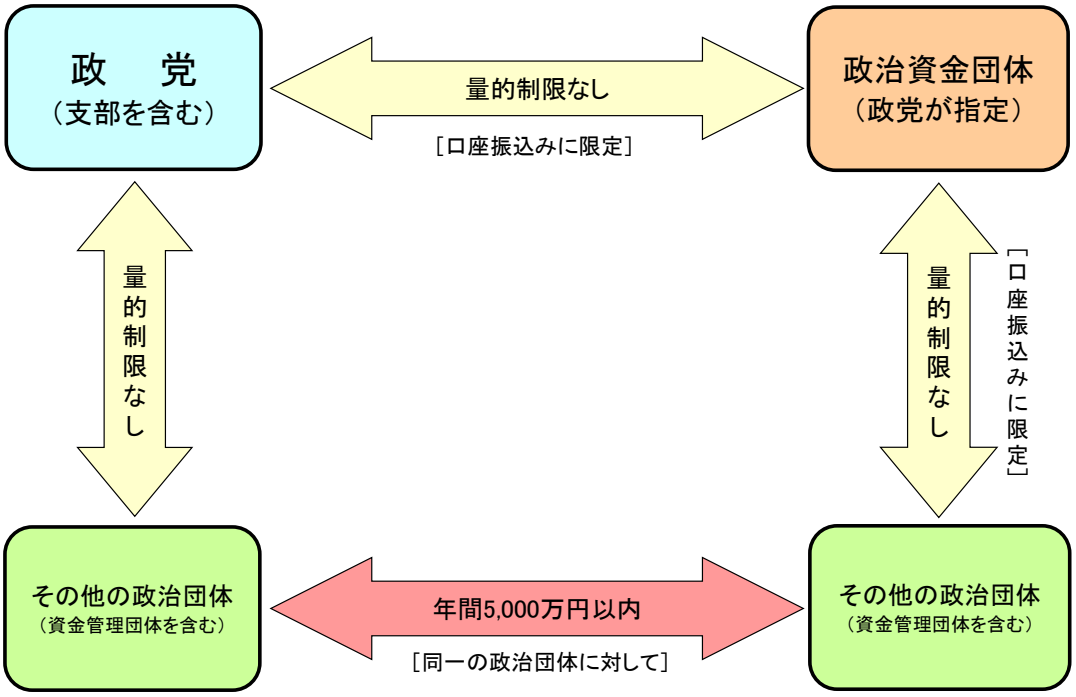

その他の政治団体から見た政治団体間の政治資金（寄附）の流れ

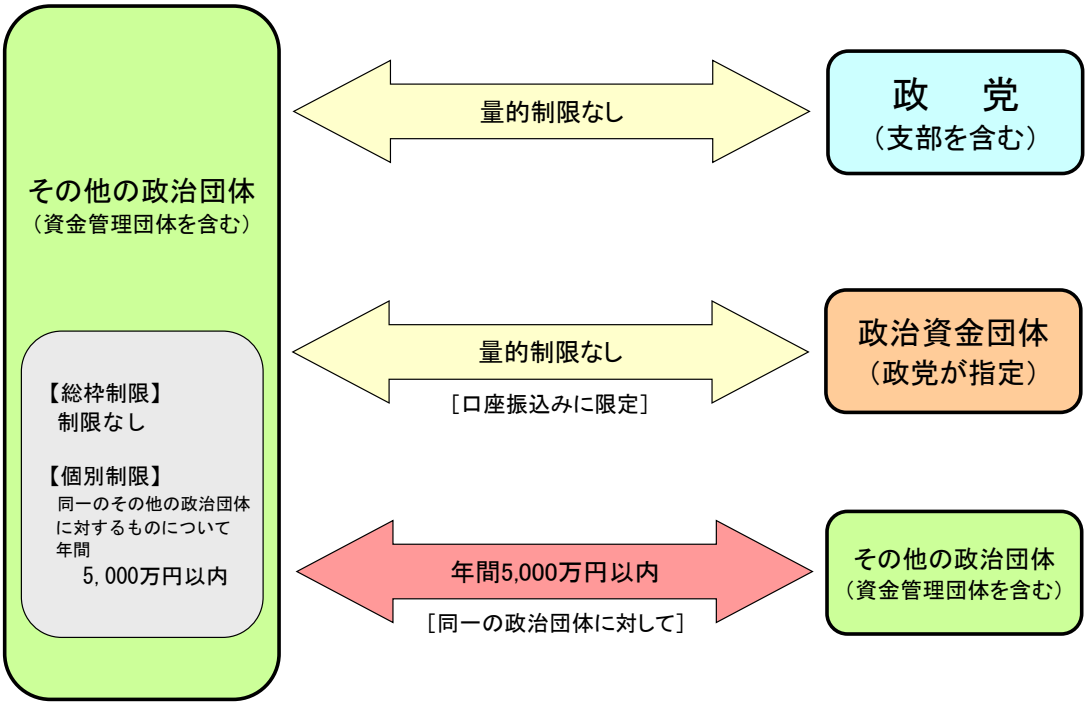

Ⅵ．政治資金パーティーの対価の支払の制限

政治資金パーティーとは、対価を徴収して行われる催物で、当該催物の対価に係る収入の金額から当該催物に要する経費の金額を差し引いた残額を当該催物を開催した者又はその者以外の者の政治活動に関し支出することとされているものです。

政治資金パーティーについては、下記の規制があります。

（１）開催団体

政治資金パーティーは､政治団体によって開催されるようにしなければなりません。

政治団体以外の者が特定パーティーになると見込まれる政治資金パーティーを開催する場合には、当該政治団体以外の者を政治団体とみなして政治資金規正法の規定の一部が適用されます。

（２）収支報告（公開基準）

政治資金パーティーの対価に係る収入については、収支報告書に所要の事項を記載して提出しなければなりません。

また、一の政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同一の者からの対価の支払の金額又は同一の者によりあっせんされた対価の支払の金額の合計が５万円を超えるもの（※）は、対価の支払者又はあっせん者の氏名等が公表されます。

※令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。
令和８年１２月３１日以前に開催された政治資金パーティーの対価に係る収入及び令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で令和８年１２月３１日以前に収受されたものについては､「２０万円を超えるもの」となります。

（３）対価の支払等に関する制限

①　量的制限

何人も、一の政治資金パーティーの対価の支払をする場合において、１５０万円を超えて支払をしてはいけません。

また、寄附と同様に、政治資金パーティーの対価の支払についても、あっせん及び関与の制限があります。

②　対価の支払方法の制限（※）

※令和８年１月１日以後に開催される政治資金パーティーに係る対価の支払で同日以後に支払がなされるものから適用されます。

何人も、政治資金パーティーを開催する者の預貯金口座への振込みによることなく、政治資金パーティーの対価の支払をすることはできません。

政治資金パーティーの開催日に開催場所においてする対価の支払や口座への振込み以外の方法によってすることがやむを得ないと認められる場合については、口座への振込み以外の方法によってすることができますが、この場合は、遅滞なく、その政治資金パーティーの対価に係る金銭を開催者の預貯金口座に預け入れなければなりません。

③　告知義務

政治資金パーティーを開催する者が、対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、対価の支払をする者に対し、当該対価の支払が政治資金パーティーの対価の支払である旨を書面により告知しなければなりません。

④　外国人・外国法人等から対価支払を受けることの禁止等（※）

※令和９年１月１日以後に開催される政治資金パーティーの対価に係る収入で、同日以後に収受されるものから適用されます。

何人も、外国人・外国法人等（特例上場日本法人を除く。）（※）から政治資金パーティーの対価の支払を受けてはなりません。

特例上場日本法人が政治資金パーティーの対価の支払をする際には、特例上場日本法人である旨を文書で、当該対価の支払を受ける者に通知しなければなりません。

外国人・外国法人等は、外国人・外国法人等であること又は特例上場日本法人でないことについて、これを偽って政治資金パーティーの対価の支払をしてはなりません。

政治資金パーティーを開催する者は、当該政治資金パーティーの対価の支払を受けようとするときは、あらかじめ、当該対価の支払をする者に対し、③の告知事項に加えて、外国人・外国法人等から政治資金パーティーの対価の支払を受けることができない旨を書面により告知しなければなりません。

※「外国人・外国法人等」、「特例上場日本法人」については、「４．寄附の質的制限の（３）（１６ページ）」を参照してください。

Ⅶ. 運用等の制限

１．政治資金の運用の制限

政治資金が民主政治の健全な発達を希求して拠出される国民の浄財であることから、政治資金の運用方法は、金融機関への預貯金、国債証券、地方債証券の取得など、安全かつ確実なものに限定されており、株式運用等を行うことは禁止されています。

２．資金管理団体による不動産の取得等の制限

資金管理団体は、平成１９年８月６日以後新規に、土地若しくは建物の所有権又は建物の所有を目的とする地上権若しくは土地の貸借権を取得し、又は保有することが原則として禁止されています。

Ⅷ. 罰則等

１．主な罰則

政治資金規正法に違反した場合の主な罰則には、下記のものがあります。

違　反　の　内　容	罰　　則
無届団体の寄附の受領、支出の禁止違反	５年以下の禁錮、１００万円以下の罰金
収支報告書の不記載、虚偽記載（重過失の場合を含む）	５年以下の禁錮、１００万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の代表者による確認義務違反	５０万円以下の罰金
国会議員関係政治団体の会計責任者による代表者に対する収支報告書の説明義務違反、虚偽説明等	１００万円以下の罰金
政治資金監査報告書の虚偽記載	３０万円以下の罰金
政治資金監査の業務に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反	１年以下の懲役、　５０万円以下の罰金
寄附の量的制限違反	１年以下の禁錮、　５０万円以下の罰金
寄附の質的制限違反	３年以下の禁錮、　５０万円以下の罰金など
あっせん、関与の制限違反	６月以下の禁錮、　３０万円以下の罰金

２．公民権停止

政治資金規正法に定める罪（政治資金監査報告書の虚偽記載、政治資金監査の業務等に関して知り得た秘密の秘密保持義務違反を除く。）を犯した者は、公職選挙法に関する罪を犯した者と同様、下記の期間、公民権（公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権）が停止されます。

①　禁錮刑（※）に処せられた者

※令和７年６月１日から、「拘禁刑」と改められます。

裁判が確定した日から刑の執行を終わるまでの間とその後の５年間

②　罰金刑に処せられた者

裁判が確定した日から５年間

③　これらの刑の執行猶予の言い渡しを受けた者

裁判が確定した日から刑の執行を受けることがなくなるまでの間

なお、政治資金規正法違反によりその公民権を停止される場合においては、あわせて選挙運動も禁止されます。

３．没収、追徴

寄附の量的、質的制限等違反による寄附に係る財産上の利益については、没収又は追徴されます。

また、匿名による寄附及び政治資金団体に係る寄附で振込みによらないでなされたものについては、国庫に帰属し、その保管者等が国庫に納付することとなります。

（別表１）

寄附の量的制限の概要

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="3">寄附者
受領者</th><th colspan="2" rowspan="2">個人</th><th colspan="2" rowspan="2">会社・労働組合・職員団体・その他の団体</th><th colspan="6">政治団体</th></tr>
<tr><th colspan="2">政党</th><th colspan="2">政治資金団体</th><th colspan="2">その他の政治団体</th></tr>
<tr><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th><th>総枠制限</th><th>同一の相手方に対する個別制限</th></tr>
<tr><td colspan="2">政党・政治資金団体</td><td>年間
２，０００
万円</td><td>制限なし</td><td>資本金・組合員数等（※４）に応じて
年間
７５０万円
～１億円</td><td>制限なし</td><td colspan="2">制限なし</td><td colspan="2">制限なし</td><td colspan="2">制限なし</td></tr>
<tr><td rowspan="3">その他の政治団体</td><td>資金管理団体</td><td rowspan="3">年間
１，０００
万円
（※１）

公職の候補者に対するものは金銭等に限り禁止（※３）</td><td>年間
１５０万円
（※２）</td><td rowspan="3">禁止</td><td rowspan="2">制限なし</td><td rowspan="2">制限なし</td><td rowspan="2">制限なし</td><td rowspan="2">制限なし</td><td rowspan="2">制限なし</td><td rowspan="2">年間
５，０００
万円</td></tr>
<tr><td>資金管理団体以外の政治団体</td><td>年間
１５０万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">公職の候補者</td><td>金銭等に限り禁止
（※３）
その他は
年間
１５０万円</td><td colspan="2">金銭等に限り禁止
（※３）

その他は制限なし</td><td colspan="2">金銭等に限り禁止
（※３）

その他は制限なし</td><td colspan="2">金銭等に限り禁止
（※３）

その他は制限なし</td></tr>
</table>

※１　資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする特定寄附（１４ページ参照）については、制限はない。
※２　資金管理団体の届出をした公職の候補者が、その資金管理団体に対してする寄附（特定寄附及び自己資金による寄附）については、制限はない。
※３　選挙運動に関するものについては、金銭等（金銭及び有価証券）による寄附ができる。
※４　その他の団体については、「前年における年間の経費の額」に応じて総枠制限がある。
（注１）　個人の遺贈による寄附については、総枠制限及び個別制限は適用されない。
（注２）　政党が公職の候補者に対してする寄附については、令和８年１２月３１日までは制限はない。

（別表２）

総枠制限の一覧

会　　社 （資本金の額又は出資の金額）	労働組合又は職員団体 （組合員又は構成員の数）	会社・労働組合又は職員団体以外の団体 （前年における年間の経費）	政党・政治資金団体に対する寄附の年間限度額
10億円未満	5万人未満	2千万円未満	７５０万円
10億円以上～　50億円未満	5万人以上～ 10万人未満	2千万円以上～　6千万円未満	１，５００万円
50億円以上～　100億円未満	10万人以上～ 15万人未満	6千万円以上～　8千万円未満	３，０００万円
100億円以上～　150億円未満	15万人以上～ 20万人未満	8千万円以上～1億円未満	３，５００万円
150億円以上～　200億円未満	20万人以上～ 25万人未満	1億円以上　～1億2千万円未満	４，０００万円
200億円以上～　250億円未満	25万人以上～ 30万人未満	1億2千万円以上～1億4千万円未満	４，５００万円
250億円以上～　300億円未満	30万人以上～ 35万人未満	1億4千万円以上～1億6千万円未満	５，０００万円
300億円以上～　350億円未満	35万人以上～ 40万人未満	1億6千万円以上～1億8千万円未満	５，５００万円
350億円以上～　400億円未満	40万人以上～ 45万人未満	1億8千万円以上～2億円未満	６，０００万円
400億円以上～　450億円未満	45万人以上～ 50万人未満	2億円以上　～2億2千万円未満	６，３００万円
450億円以上～　500億円未満	50万人以上～ 55万人未満	2億2千万円以上～2億4千万円未満	６，６００万円
500億円以上～　550億円未満	55万人以上～ 60万人未満	2億4千万円以上～2億6千万円未満	６，９００万円
550億円以上～　600億円未満	60万人以上～ 65万人未満	2億6千万円以上～2億8千万円未満	７，２００万円
600億円以上～　650億円未満	65万人以上～ 70万人未満	2億8千万円以上～3億円未満	７，５００万円
650億円以上～　700億円未満	70万人以上～ 75万人未満	3億円以上　～3億2千万円未満	７，８００万円
700億円以上～　750億円未満	75万人以上～ 80万人未満	3億2千万円以上～3億4千万円未満	８，１００万円
750億円以上～　800億円未満	80万人以上～ 85万人未満	3億4千万円以上～3億6千万円未満	８，４００万円
800億円以上～　850億円未満	85万人以上～ 90万人未満	3億6千万円以上～3億8千万円未満	８，７００万円
850億円以上～　900億円未満	90万人以上～ 95万人未満	3億8千万円以上～4億円未満	９，０００万円
900億円以上～　950億円未満	95万人以上～100万人未満	4億円以上　～4億2千万円未満	９，３００万円
950億円以上～1,000億円未満	100万人以上～105万人未満	4億2千万円以上～4億4千万円未満	９，６００万円
1,000億円以上～1,050億円未満	105万人以上～110万人未満	4億4千万円以上～4億6千万円未満	９，９００万円
1,050億円以上	110万人以上	4億6千万円以上	１億円

○令和６年６月に公布された政治資金規正法の一部を改正する法律（令和６年法律第 64 号）の附則において、以下の内容が規定されています。

１　個人のする政治活動に関する寄附を促進するための措置

個人が政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例及び所得税額の特別控除の対象の拡大、控除率の引上げその他の個人寄附を促進するための措置の在り方については、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

２　政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点からの検討

１のほか、改正後の政治資金規正法の規定については、施行後３年を目途として、政治資金の透明性の一層の向上等を図る観点から、施行状況等を勘案して検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとすること。

○令和７年１月に公布された政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２号）の附則において、以下の内容が規定されています。

・　政党交付金の交付停止等に関する法制上の措置

政党助成法（平成６年法律第５号）第３条第１項の規定による政党交付金の交付の決定を受けている政党に基準日に所属する衆議院議員又は参議院議員が政治資金又は選挙に関する犯罪に係る事件に関し起訴された場合に、当該政党に対して交付すべき政党交付金のうちその起訴された衆議院議員又は参議院議員に係る議員数割（同条第２項に規定する議員数割をいう。）の額に相当する額の政党交付金の交付を停止し、当該衆議院議員又は参議院議員が当該事件に関し刑に処せられたときは当該額の政党交付金の交付をしないこととする制度を設けるものとし、このために必要な法制上の措置について、附則第１条第１号に掲げる規定の施行の日（注：公布の日、すなわち令和７年１月８日）後１年以内を目途として講ずるものとすること。

○政治資金監視委員会等の設置その他の政治資金の透明性を確保するための措置等に関する法律（令和７年法律第３号）において、委員会の設置等のための法律の整備が行われることとされています。

総務大臣届出の政治団体に係る政治資金収支報告書はインターネットで閲覧、印刷することができます。

［政治資金収支報告書及び政党交付金使途等報告書］
https://www.soumu.go.jp/senkyo/seiji_s/seijishikin/index.html

政治資金収支報告書、各種届出のオンライン提出については、以下のページをご参照ください。

［政治資金関係申請・届出オンラインシステム］
https://kyoudou.soumu.go.jp/kyoudou/GK020201

総務省自治行政局選挙部政治資金課